

障害を有する受刑者の処遇及び支援について

1 障害を有する受刑者の処遇について

受刑者の処遇の原則については、刑事収容施設法第30条において、「その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする」と定められており、これに従って受刑者個々人の状況や特性に応じた処遇を実施しております。また、効果的な処遇を行うため、必要に応じて被収容者を集団に編成しており、専門的な医療等の処遇を必要とする場合には、医療刑務所等に収容して、各々の障害の程度等に応じた処遇を行っています。

具体的には、刑事施設では、以下のような障害者の特性に応じた配慮を講じています。

(1) 身体障害に対する配慮

一般に、刑事施設では、可能な範囲で身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付に関する便宜を図るなど関係法令に基づく配慮を講じているほか、必要に応じて車いす等の歩行介護機器の貸与等を行い、受刑者には障害の程度に応じた刑務作業を行わせるなどの配慮を講じています。

施設の設備については、高齢者を含め、介助を必要とする受刑者専用の収容棟を一部の施設で整備しているほか、その他の施設においても、可能な範囲で、順次、エレベーターや手すり、専用トイレ等を整備して施設のバリアフリー化を図っています。

補正器具の使用については、視聴覚障害のある被収容者には、自己の眼鏡、補聴器等を使用させ、必要に応じて施設が貸与又は支給するなど、障害の程度に応じて必要な補正器具を使用させることとしています。また、聴覚障害者等については、職員が筆談により意思疎通を図ったり、面会において手話の使用を認めたりするなどの配慮を講じています。

また、医療刑務所等にリハビリテーション機器を整備し、受刑者のうち、

運動機能に障害を有する者や運動機能が低下した者に対して、機能回復訓練を実施しています。

(2) 知的障害に対する配慮

知的障害者に対しては、教育や指導を行う際に、平易な表現を心掛けて繰り返し説明したり、視覚的に理解しやすい記号や視聴覚教材を積極的に活用し、ロールプレイを多用するなどして、理解の促進を図っています。

また、一般に、被収容者に配布する資料は、大きな文字で分かりやすく表現して理解しやすくするなど、できるだけ生活に問題が生じないように配慮しています。

(3) 精神障害に対する配慮

医療刑務所等においては、カウンセリング等の精神療法、窯業、園芸、紙細工等の作業療法、薬物療法等の治療を行っており、その他の施設においても、治療を必要とする場合は、施設の医師や外部専門医師による診療が行われているほか、精神障害者保健福祉手帳に対する助言、指導等も必要に応じて行っています。

また、釈放に当たっては、精神保健福祉法に基づく都道府県知事への通報を行うとともに、必要に応じて外部医療機関への紹介状を持たせるなど、一般社会での医療への移行が円滑に行われるよう配慮しています。

2 障害を有する受刑者の調査について

入所した受刑者全員に対して、資質や環境の調査を行う処遇調査を実施して、処遇調査票に記載しており、当該受刑者がどのような外面的・内面的特徴を持った人で受刑生活を送る上でどのような点に気を付けるべきかなどもその処遇調査票に記載し、その結果については、関係各部署に伝えられます。

なお、以前から心理の専門職である調査専門官が刑事施設に配置されていましたが、配置されていない刑事施設も散見されていたところ、本年度ほぼ全庁に調査専門官が配置され、より専門的な調査が実施できる体制が整えられつつあります。

また、知的障害については、平成23年度から、スクリーニング・ツールを実施し、同ツールにより、疑いがあると判定された者については、精神科医や調査専門官により精査を行い、その把握に努めています。

3 障害を有する者に対するプログラムについて

例えば、PFI刑務所3庁においては、精神障害や知的障害を有する者等を収容する「特化ユニット」を設けており、コミュニケーション能力の向上等を目的として、プログラムを実施しています。

身体障害を有する者に対しては、身体機能の低下防止を図るための（リハビリスポーツ）プログラムを実施したり、精神障害を有する者に対しては、自己の持つ障害について理解させた上で、コミュニケーション活動を通して、自己意識の向上を促すための（ふれあい）プログラムを実施したりしています。また、一部の刑務所において、対人関係に問題があるとされる受刑者に対して、SST（社会生活技能訓練）等を実施して、家庭、職場等で円滑な人間関係を維持するために必要な対人関係スキルを身に付けさせるよう努めています。

4 障害を有する受刑者に対する支援

出所に際しては、高齢や障害を有する受刑者の社会復帰支援として、社会福祉士等が主体となって、社会復帰に向けた相談や助言を実施するとともに刑務所に入所中から保護観察所その他の関係機関との連携を行い、帰住先の確保が困難な者については、出所後速やかに福祉施設に入所させるなど、必要な福祉サービスを受けることができるように努めています。

地域生活定着支援センターと連携した特別調整のイメージ図について

法務省と厚生労働省において、障害等により自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、矯正施設内の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備し、福祉ニーズの掘り起こしを行うとともに、保護観察所と「地域生活定着支援センター」（厚生労働省が各都道府県に整備）が連携して、矯正施設入所中から福祉サービスにつなげるために必要な調整を実施。また、出所後直ちに福祉の支援の確保が困難な者については、指定更生保護施設への一時的受入れを調整（平成 21 年度から実施）。

調整の対象＝以下①～⑥の要件をすべて満たすもの

- ① 高齢（おおむね 65 歳以上）又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があること
- ② 釈放後の住居がないこと
- ③ 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
- ④ 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
- ⑤ 特別調整を希望していること
- ⑥ 個人情報提供に同意していること